

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の見直し

平成29年8月25日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的としている。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成25年6月25日閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しているところである。

また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、コンプライアンス体制やガバナンスの強化、入札・契約監視機能の強化等により、入札談合等関与行為等の再発防止に徹底的に取り組むとともに、業務の適正を確保するための体制を整備し、内部統制の充実・強化も図っている。

昨今の機構を取巻く状況としては、「未来への投資を実現する経済対策」、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）、「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改訂版）」（平成29年5月29日経協インフラ戦略会議決定）等において、整備新幹線等の早期整備、インフラシステム輸出、コンパクト・プラス・ネットワークの地域づくり実現のための公共交通ネットワーク構築の取組みの必要性が位置付けられている。更に、交通政策審議会海事分科会での提言や、社会全体における生産性向上の要請を踏まえて策定された「内航未来創造プラン ～たくましく日本を支え進化する～」（平成29年6月内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会）において、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運の安定的輸送の確保に向け、円滑な船舶建造の支援等が位置付けられている。これらの政策実現に当たり、機構には、引き続き、高度な技術力や専門性を活かした交通ネットワークづくりを担う役割が期待されている。

機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の

政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 鉄道建設業務

(1) 整備新幹線整備事業・都市鉄道利便増進事業等

整備新幹線については、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ）や全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）に基づく現行の工事实施計画認可を踏まえた整備新幹線の建設について、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性に鑑み、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的として、工事完成予定時期を踏まえ、事業の着実な進捗を図る。

都市鉄道利便増進事業については、都市鉄道等利便増進法（平成17年5月6日法律第41号）に基づき、完成予定時期を踏まえ、公的整備主体として関係機関との連携・調整を図り、建設工事等の業務を着実に実施する。民鉄線事業については、事業完了に向け、事業を着実に実施する。

更に、機構では平成29年度より、鉄道建設事業のプロジェクト遂行の確実性を確保するため、工程・事業費のより適切な管理に臨む体制を構築したところであり、関係者との調整を十分に行いながら、完成予定時期を踏まえ、工程・事業費の管理を徹底し、各事業を着実に進めていく。

【上記措置を講ずる理由】

整備新幹線整備事業については、「未来への投資を実現する経済対策」、「未来投資戦略2017」、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等において、整備新幹線等の早期整備が改めて位置付けられている。これらの実現により国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、機構は、整備新幹線整備事業について、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的整備主体としての特性を活かし、高度な技術力や専門性を発揮しつつ、引き続き着実に業務を行う必要がある。

都市鉄道利便増進事業等については、「交通政策基本計画」において、大都市圏における連絡線の整備や相互直通化など都市鉄道のネットワークの拡大・利便性の向上推進が位置付けられている。これらの実現により国民経済の健全な発展や国民生活の向上に寄与するため、機構は、都市鉄道利便増進事業について、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的整備主体としての特性を活かし、高度な技術力や専門性を発揮しつつ、引き続き着実に業務を行う必要がある。

また、現中期目標期間中には、東日本大震災により人材、資材の確保が困難

となった中、複数の新幹線の建設を並行して行いながら所期の予定時期に開業させるなど、難易度の高い工事を実施してきたところ。この知見を活かし、工程・事業費のより適切な管理を徹底することが必要である。

(2) 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援

受託業務や地域鉄道事業者等への技術支援等を引き続き着実に実施する。その際、受託業務については、機構の要員・技術力や知識・経験等を活用することにより、効率的な事業推進等が期待される場合等、第三者委員会において策定した基準を適切に運用することで、機構の支援が真に必要な場合のみに実施することを担保する。

【上記措置を講ずる理由】

機構が有する鉄道分野の技術力や調査能力を広く総合的に活用し、その中立性を活かしつつ、社会に貢献する観点から、引き続き受託業務や地域鉄道事業者等への技術支援等を着実に実施する必要がある。

(3) 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み

我が国唯一の公的な鉄道建設技術者集団として社会の負託に応えるべく、鉄道建設に係る業務について、例えば、現中期目標期間において、従来複数の材料を混成していた吹付コンクリートについて、単一材料のみで吹付が可能なコンクリートを開発してコスト削減を図るほか、長期耐久性が確保可能なコンクリートの研究を行うなど、鉄道建設に係る経済性の確保や品質の向上に向けた技術開発の取組を図ってきた。

次期中期目標期間においても、このように、経済性を確保しつつ品質の維持、一層の向上を図るとともに、安全にかつ工期どおりに建設する必要があることから、一層高度な技術開発の推進や、職員の技術力向上のための取組み等、鉄道建設業務に係る業務の質の向上に努める。

【上記措置を講ずる理由】

機構は、これまでも国民経済の健全な発展と国民生活の向上や、安全で安心な環境にやさしい交通ネットワークの確立に資する良質な鉄道の着実な整備のため、鉄道建設に係る業務の質の向上に取り組んできている。特に、経済性、安全性に優れた良質な鉄道を工期どおりに建設する能力を高める観点から、技術の開発を推進し続けており、これらの成果については、北陸新幹線（長野・金沢間）、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）等の建設・開業に際して土木学会技術賞や地盤工学会技術業績賞等を受賞する等、毎年高い評価を受けている。今後も引き続き、技術開発の推進や施工管理の徹底、職員の技術力向上のための取組み等

を通じて、業務の質の向上に取り組む必要がある。

2. 我が国鉄道システムの海外展開に向けた取組み

インフラシステムの海外展開における国際競争が熾烈を極める中、高速鉄道をはじめとした海外の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国経済の活性化を図るため、政府を挙げて取り組んでいるところ、我が国鉄道システムの海外展開、及びそれに伴うコンサルティング機能強化に向けた国、関係団体等による取組みに対して、機構がこれまでに培ってきた総合的な技術力や経験を活用し、積極的に協力する。

【上記措置を講ずる理由】

鉄道をはじめとしたインフラシステム海外展開は、「未来投資戦略 2017」の最重要施策のひとつに位置付けられている。同戦略や「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画 2017」（平成 29 年 3 月 23 日国土交通省国際政策推進本部決定）等に基づいて実施される、我が国鉄道システムの海外展開に向けた国、関係団体等による取組みを推進するため、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的整備主体である機構が有する鉄道分野の技術力や経験を総合的に活用し、積極的に協力する必要がある。

3. 鉄道施設の貸付・譲渡業務等

機構が建設した鉄道施設を鉄道事業者に貸付又は譲渡するとともに、貸付料及び譲渡代金による調達資金の確実な回収を引き続き着実に実施する。

また、並行在来線への支援のため、日本貨物鉄道株式会社に対する貨物調整金の交付を引き続き着実に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与するため、機構が建設した鉄道施設を鉄道事業者に貸付又は譲渡するとともに、貸付料及び譲渡代金による調達資金の確実な回収を引き続き着実に実施する必要がある。

また、並行在来線への支援のため、日本貨物鉄道株式会社に対する貨物調整金の交付を引き続き着実に実施する必要がある。

4. 鉄道助成業務等

(1) 鉄道助成

鉄道事業者等に対する補助や補助制度に関する情報提供等を通じた支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等の回収を引き続き適正かつ効率的に実施す

る。

【上記措置を講ずる理由】

交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、引き続き、整備新幹線、都市鉄道・主要幹線鉄道、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援を適正かつ効率的に実施するとともに、新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等の回収についても、一部は回収が完了していることを踏まえつつ、着実に実施する必要がある。

(2) 中央新幹線建設資金貸付等

「未来への投資を実現する経済対策」等も踏まえ第3期中期目標期間中の平成28年11月に業務追加された中央新幹線建設資金貸付等業務については、同目標期間中である平成29年度中に建設主体への貸付業務自体は終了したが、貸付金の償還が行われるまで、継続的に償還確実性の確認を行う必要があることから、引き続き建設主体の財務状況、貸付けを行った事業の進捗状況等を毎年度確認する。これにより、債権の確実な保全及び約定等に沿った回収を図る。

【上記措置を講ずる理由】

「未来への投資を実現する経済対策」等も踏まえ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法が改正・施行され、同年11月より機構の新たな業務として追加されたことから、本業務を適切に実施する必要がある。

5. 船舶共有建造等業務

(1) 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の代替建造促進

我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、環境負荷や効率性にも優れる内航海運の分野において、「内航未来創造プラン」に位置づけた「船舶共有建造制度の維持、充実を図るとともに、代替建造促進のための各種支援制度の充実、利便性向上を図る」等を踏まえ、船舶共有建造業務を通じ、安定的輸送の確保に努め、生産性の向上等の内航海運活性化の実現に寄与する。

また、国民にとって重要な生活航路である離島航路を含む国内旅客船についても、引き続き船舶共有建造業務を通じて、政策効果の高い船舶の建造を推進する。

具体的には、船舶共有建造制度を充実させ、船舶管理会社の活用促進や、内航船に係る省エネ格付け制度及び先進的な船舶の普及促進のインセンティブとして機能させるとともに、船員の労働環境改善にも寄与させることとする。

【上記措置を講ずる理由】

我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、環境負荷や効率性にも優れる内航海運の今後のあるべき姿と、それに向けて関係者が取り組むべき施策を「内航未来創造プラン」として、国土交通省において取りまとめた。当該プランにおいては今後も船舶共有建造制度等を活用し、事業基盤の強化や船員の安定的・効果的な確保等につながる船舶の建造を支援していくこととされていることから、引き続き、機構における船舶共有建造業務について、社会のニーズに適確に対応しつつ、着実に取り組む必要がある。

また、離島航路を含む国内旅客船についても、少子高齢化対策や離島航路の整備対策等の国内海運政策の実現に寄与するため、引き続き、機構における船舶共有建造業務について、社会のニーズに適確に対応しつつ、着実に取り組む必要がある。

(2) 船舶建造等における技術支援

引き続き、計画・設計・建造・就航後の各段階における技術支援を実施し、また、当該支援等に資する技術調査を実施するとともに、研修やマニュアルの充実等による職員の技術力向上、ノウハウの体系的な蓄積及び承継に取り組む。

【上記措置を講ずる理由】

我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、環境負荷や効率性にも優れる内航海運の今後のあるべき姿と、それに向けて関係者が取り組むべき施策が「内航未来創造プラン」として、国土交通省において取りまとめた。当該プランにおいては今後も船舶共有建造制度等を活用し、先進船舶の普及や船員の安定的・効果的な確保等につながる船舶の建造を支援していくこととされていることから、引き続き、機構における船舶共有建造業務について着実に取り組む必要がある。

また、離島航路に就航する旅客船については、地方公共団体等の船舶建造に関するノウハウが少ない者が建造することから、航路調査及び基本仕様策定等の建造の初期段階からの支援を行う必要がある。

(3) 船舶共有建造業務における財務内容の改善

「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日国土交通省及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構。以下「見直し方針」という。）を踏まえ、平成28年度までに処理を終了することとされている第1期中期目標に掲げられた未収金については、適切な債権管理により、第3期中期目標期間中の平成27年度中に処理を終了した。繰越

欠損金については、引き続き、その解消に向けた第4期中期目標期間中の削減計画を平成29年度に策定し、実行することにより、着実な縮減を図り、財務内容の一層の改善を進める。

次期中期目標期間においては、現在の財務内容の状況や今後の見通しも踏まえつつ、適切な目標を設定する。

【上記措置を講ずる理由】

第1期中期目標期間から第3期中期目標期間までの取組みの成果等を踏まえ、「見直し方針」に基づく機構の取組みを継続し、更なる財務改善に努める必要がある。

6. 地域公共交通出資業務等

(1) 地域公共交通出資等

第3期中期目標期間中である平成27年8月に地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の改正を踏まえ業務追加された地域公共交通出資等業務については、地域公共交通網形成計画に定められた軌道輸送高度化事業等を推進するため、第三者委員会の活用をはじめ、出資等に必要な組織体制のもと業務を実施しており、引き続き、国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、認定軌道輸送高度化事業等の事業に必要な資金の出資及び貸付けの業務を着実に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」においては、コンパクト・プラス・ネットワークの地域づくりを実現する観点から公共交通ネットワーク構築の取組みの必要性が位置付けられており、活性化再生法の枠組みにおいて、引き続き機構に求められる役割を着実に果たす必要がある。

(2) 内航海運活性化融資

内航海運業界を活性化するため、船腹調整事業の制度解消による経済的影響に配慮した暫定措置事業として、日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）に融資を実施する。なお、実施に当たっては、国土交通省において内航総連と協議の上作成される資金管理計画を基に、調達する借入金が前年度以下となるように、新規の融資及び貸付金の回収を適切に行う。

【上記措置を講ずる理由】

内航総連が実施している暫定措置事業については、収支が相償った時点で終了することとされており、同事業の早期解消を図るため、政府保証による融資

を行うことにより、調達する借入金を前年度以下とする取組みを継続する。

7. 特例業務（国鉄清算業務）

（1）年金費用などの支払及び資産処分の円滑な実施等

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。）に基づく旧国鉄職員の年金費用、業務災害補償費等の支払い、土地及び株式の処分について、着実に実績を上げており、引き続き、年金費用、業務災害補償費等の支払いを着実に実施するとともに、やむを得ず処分できていない残存土地の適切かつ早期の処分、土地処分に伴う瑕疵担保補償への対応等を着実に実施する。また、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式の適切な処分方法の検討等を行う。

【上記措置を講ずる理由】

機構発足から第3期中期目標期間までの間において、債務等処理法に基づく土地及び九州旅客鉄道株式会社等の株式の処分等を着実に実施してきたところである。旧国鉄清算事業団の時代から約30年の長きにわたり、機構は多くの関係者等との協議、調整を経て保有していた土地の多くを処分してきたことにより、その後の再開発等による都市や地域の活性化に相当程度寄与してきたことなど、資産処分に関して一定の成果をあげている。やむを得ず処分できていない残存土地については適切かつ早期の処分を図り、また、土地処分に伴う瑕疵担保補償への対応等を着実に実施する必要がある。また、今後とも、旧国鉄職員の年金費用等の支払い、旅客鉄道株式会社等の株式の適切な処分方法の検討等を引き続き着実に実施するほか、引き続き国鉄清算業務において機構に求められる役割を着実に果たす必要がある。

（2）旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等

機構が全株式を保有する旅客鉄道株式会社等の経営自立を図るため、引き続き、特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成22年12月21日）及び「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について」（平成27年6月30日国鉄事第75号）（以下「関係三大臣合意等」という。）に基づく支援措置により、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営自立に向けた支援等を着実に進める。

【上記措置を講ずる理由】

関係三大臣合意等及び債務等処理法に基づく旅客鉄道株式会社等の経営自立

のための支援等を実施し、引き続き国鉄清算業務において機構に求められる役割を着実に果たす必要がある。

第3 組織の見直し

(1) 組織形態の見直し

輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与するため、業務の質的・量的な変化を適切に把握して、組織見直しに関する具体的な計画を策定し、弾力的な組織の編成、運営の効率化等を図りつつ、引き続き、現在の組織形態を維持する。

(2) 組織体制の整備

各事業の成果を最大化するために必要な組織体制の整備を図りつつ、人材の確保・育成、技術の継承を図る。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2、第3に加え、以下の取組みを行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営体制の整備

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、理事長のリーダーシップのもと、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくため、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

(2) 内部統制の向上

機構は、社会経済情勢の変化や想定できない事態に適切に対処しなければならぬ業務や多種多様な関係者との調整や連携が必要な業務を有している。これらの業務の円滑な遂行及び成果の最大化を図るため、理事長のリーダーシップのもと、理事長を委員長とし、全役員が参画する内部統制委員会を中心に、機構のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応を行うなど、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行い、内部統制の充実・強化を図る。

また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、理事長の強いリーダーシップのもと、その再発防止対策について、これまでの取組みを踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き着実に取り組んでいく。

(3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針及び機構の情報セキュリティ対策推進計画に基づき、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(4) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により業務の電子化を積極的に推進する。

(5) 戦略的広報の推進

機構の認知度を向上することにより、職員の採用や事業の推進を円滑に進めることが可能となるため、広報における主要なターゲット及びPRすべきポイントを整理のうえ戦略的広報を推進する。また、主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、公正性・透明性を確保するため、ホームページ等においてわかりやすい形で公表する。

(6) 環境への配慮

業務の実施に際しての環境負荷を低減するため、引き続き、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。

2. 財務内容の改善

(1) 保有資産の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等を踏まえ、引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができるとする事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(3) 給与水準の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果及び取組状況を公表する。

(4) 中期計画予算の作成

効率的な運営を図るため、引き続き、中期計画の予算を適切に作成し、予算の計画的な執行を図る。

上記1、2の他、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組みについて、着実に実施する。